

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	自立支援給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、自立支援給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

刈谷市長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「総合支援法」という。)に基づき自立支援給付の支給に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)官公署等に対する資料の提供等の求めに関する事務 (2)介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付決定又は自立支援医療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3)総合支援法による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務 (4)介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付決定又は自立支援医療費の支給認定の変更に 関する事務 (5)介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付決定又は自立支援医療費の支給認定の取消し に関する事務 (6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令にかかる申請内容の 変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事 務 (7)(1)から(6)までのほか、自立支援給付の支給に関する事務
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、14 4、155及び161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145及び146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部福祉総務課 電話番号 0566-62-1208
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部福祉総務課 電話番号 0566-62-1208
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[      十分に行っている      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	表紙－評価書名	自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価	自立支援給付の支給に関する事務 基礎項目評価	事前	地域生活支援事業は、番号法別表2主務省令に規定されておらず、また独自利用の予定がないため削除する。
平成28年3月30日	表紙－個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	刈谷市は、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	刈谷市は、自立支援給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
平成28年3月30日	I－1－① 事務の名称	自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務	自立支援給付の支給に関する事務	事前	
平成28年3月30日	I－1－② 事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「法」という。)に基づき自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)法第6条の自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>(2)法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務</p> <p>(3)法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務</p> <p>(4)法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務</p> <p>(5)法第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づき自立支援給付の支給に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(2)支給決定、給付決定又は支給認定の申請の受理、その申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3)法による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務</p> <p>(4)支給決定、給付決定又は支給認定の変更に関する事務</p> <p>(5)支給決定、給付決定又は支給認定の取消しに関する事務</p> <p>(6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令にかかる申請内容の変更の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>(7)自立支援給付の支給に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	I-1-③ システムの名称	1 障害福祉システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 自立支援給付システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	事後	
平成28年3月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 108、109、110の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16、26、56の2、57、87、116の項	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 108、109、110の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16、26、56の2、57、87、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 55条 (2)情報提供の根拠 12、19、30、31、44条	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	福祉総務課長 近藤 敦人	福祉総務課長 小出 多恵子	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	福祉総務課長 小出 多恵子	福祉総務課長 村口 文希	事後	
平成31年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 108、109、110の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16、26、56の2、57、87、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 55条 (2)情報提供の根拠 12、19、30、31、44条	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 108、109、110の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 55、55の2、55の3条 (2)情報提供の根拠 7、10、12、14、19、27、30、31、44、55、59の2条	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	福祉総務課長 村口 文希	福祉総務課長	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ－2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月8日	I－1－② 事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「法」という。)に基づき自立支援給付の支給に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)資料の提供等の求めに関する事務  (2)支給決定、給付決定又は支給認定の申請の受理、その申請に対する応答に関する事務  (3)法による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務  (4)支給決定、給付決定又は支給認定の変更に関する事務  (5)支給決定、給付決定又は支給認定の取消しに関する事務  (6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令にかかる申請内容の変更の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  (7)自立支援給付の支給に関する事務</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「総合支援法」という。)に基づき自立支援給付の支給に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1)官公署等に対する資料の提供等の求めに関する事務  (2)介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付決定又は自立支援医療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  (3)総合支援法による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務  (4)介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付決定又は自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務  (5)介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付決定又は自立支援医療費の支給認定の取消しに関する事務  (6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令にかかる申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務  (7)(1)から(6)までのほか、自立支援給付の支給に関する事務</p>	事後	
令和4年4月28日	I－1－③ システムの名称	自立支援給付システム	MCWEL障がい者システムV2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号及び別表第2  (1)別表第2における情報照会の根拠  108、109、110の項  (2)別表第2における情報提供の根拠  8、11、16、20、26、53、56の2、57、  87、108、116の項  2 行政手続における特定の個人を識別する  ための利用等に関する法律別表第2の主務省  令で定め  る事務及び情報を定める命令(平成26年内  閣府、総務省令第7号)  (1)情報照会の根拠  55、55の2、55の3条  (2)情報提供の根拠  7、10、12、14、19、27、30、31、44、  55、59の2条</p>	<p>1 番号法第19条第8号及び別表第2  (1)別表第2における情報照会の根拠  108、109、110の項  (2)別表第2における情報提供の根拠  8、11、16、20、26、53、56の2、57、  87、108、116の項  2 行政手続における特定の個人を識別する  ための利用等に関する法律別表第2の主務省  令で定め  る事務及び情報を定める命令(平成26年内  閣府、総務省令第7号)  (1)情報照会の根拠  55、55の2、55の3条  (2)情報提供の根拠  7、10、12、14、19、27、30、31、44、  55、59の2条</p>	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1 MCWEL障がい者システムV2  2 統合番号連携システム  3 中間サーバー</p>	<p>1 MCWEL障がい者システムV2  2 番号連携システム  3 中間サーバー</p>	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別する  ための番号の利用等に関する法律(平成25年  法律第27  号。以下「番号法」という。) 第9条第1項及  び別表第1の84の項  2 行政手続における特定の個人を識別する  ための番号の利用等に関する法律別表第1の  主務省令  で定める事務を定める命令(平成26年内閣  府、総務省令第5号) 第60条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するた  めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」  という。) 別表117の項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 108、109、110の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 8、11、16、20、26、53、56の2、57、 87、108、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号) (1)情報照会の根拠 55、55の2、55の3条 (2)情報提供の根拠 7、10、12、14、19、27、30、31、44、 55、59の2条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155及び161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145及び146の項	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 MCWEL障がい者システムV2 2 番号連携システム 3 中間サーバー	1 障がい者福祉システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 別表117の項	番号法別表117の項	事後	